

第 12 防災センター

高層化、大規模化する防火対象物では、設置される消防用設備等のシステム化が進み、監視、操作等の項目が増加するとともに、用途の複合化、管理形態の複雑化により、火災等の災害時における防災センターの果たす役割は益々重要となっている。こうした中、防災センターを有機的に機能させ、消防隊の円滑な活動をサポートすることを目的として、防災センターの設置、位置及び構造に関する事項を下記のとおり定める。

1 設置対象物

次のいずれかに該当する防火対象物（令第 8 条に規定する床又は壁で区画されている場合は、区画された部分ごとに適用する。）

- (1) 令別表第 1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 延べ面積が 50,000 ㎡以上の防火対象物
 - イ 地階を除く階数が 15 以上で、かつ、延べ面積が 30,000 ㎡以上の防火対象物
- (2) 延べ面積が 1,000 ㎡以上の地下街
- (3) 令別表第 1（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 ㎡以上のもの
 - イ 地階を除く階数が 5 以上で、かつ、延べ面積が 20,000 ㎡以上のもの
- (4) 令別表第 1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで及び（16）項ロに掲げる防火対象物で、次のいずれにも該当するもの。ただし、消防長が防火対象物の利用形態、管理運営又は消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の設置の状況等から判断して火災予防上支障がないと認めるものにあつては、この限りではない。
 - ア 地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 ㎡以上のもの
 - イ 次のいずれかに該当する防火対象物
 - (ア) 令第 12 条第 1 項の規定により、スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物（防火対象物の部分についてスプリンクラー設備を設置しなければならない当該防火対象物を含む。）
 - (イ) 令第 13 条第 1 項の規定により、消火設備（水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいい、これらの設備であつて移動式の物を除く。以下同じ。）を設置しなければならない防火対象物（防火対象物の部分について消火設備を設置しなければならない当該防火対象物を含む。）
- (5) 地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上の防火対象物で、前（4）、イに該当するもの

2 位置及び構造等

- (1) 避難階又はその直上階若しくは直下階で、外部から容易に出入でき、かつ、非常用エレベーター及び特別避難階段等へ容易に近づける位置に設けること。

第 12 防災センター

- (2) 耐火構造の壁及び床で区画し、開口部には建基令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する特定防火設備（出入口にあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (3) 壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。
- (4) 前(2)の区画を貫通する換気、暖房又は冷房の設備の風道を設ける場合には、建基令第 112 条第 21 項に規定する特定防火設備（火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (5) 防災センターの床面積は概ね 40 m²とすること。
- (6) 入口の見やすい箇所に、防災センターである旨の表示をすること。